

## 第3号議案 2021（令和3）年度事業計画

DPI 北海道は、DPI 日本会議の地方組織として、今年5月29日にコロナ禍によりオンラインで開催された「第37回認定NPO法人DPI日本会議2021年度総会」で確認されたDPI日本会議の方針とDPIビジョン2030及びDPI北海道の設立趣意書、定款及び地域のニーズに基づき、以下の課題を中心として、障害児・者の尊厳と権利が尊重され、だれもが暮らしやすい地域づくりを目指して、DPI日本会議及び関係団体等との連携に基づき取り組みを進める。

### 1. 障害者に関わる課題

- (1) 障害者の生活全般に関わる課題に関する調査・研究・検討・議論、提言等や必要な取り組みを進めるために「理事会（2カ月に1回）」、「役員会（必要に応じて）」及び「居宅支援に関する勉強会（第2、第4火曜日）」等を原則としてZoomで開催する。
- (2) 北海道に設置されている北海道障がい者施策推進審議会の委員に山崎事務局次長の継続就任や行政等への要望書等を提出して意見を反映する。

### 2. 障害者の権利擁護の推進

障害者の権利擁護を進めるために障害者差別解消法及び北海道障がい者条例等を活用した取り組みを進める。北海道障がい者条例の推進にあたっては、石狩圏域地域づくり推進員に今田事務局長、札幌市共生社会推進協議会委員に紺野副議長が引き続き就任してその役割を果たす。また、現委員が任期満了となった後任の育成に努めることが必要である。

### 3. 地域生活の確立

常時介助や医療的ケアが必要であっても安心・安全に地域生活ができるための環境を確保するための取り組みを進める。今年度の取り組みとしては以下のとおりとする。

- (1) 今年度から本格導入された非定型、コロナ禍等に関する要望書の提出と意見交換を実施し札幌市の障害福祉施策の向上に向けて取り組む。
- (2) 福祉系の大学と連携して福祉・介護人材不足を解消するために取り組む。
- (3) 医療法人稲生会と連携して重度障害児・者の在宅介護や医療的ケア等が充実するために取り組む。
- (4) 道に設置されている北海道障害者介護給付費等不服審査会には紺野副議長、北海道自立支援協議会に我妻議長が委員として当事者の立場から意見を反映する。
- (5) 札幌市自立支援協議会及び協議会内の「重度心身障がい者ワーキングチーム」に小谷副議長が当事者の立場から取り組む。

### 4. インクルーシブ教育の推進

- (1) インクルネットほっかいどう及び道北ネットと連携し、障害の有無や程度に関わりなくすべての子どもが共に学び、ともに育つことができるインクルーシブ教育を実現するための取り組みを進める。
- (2) 昨年度はコロナ禍により、北海道教育委員会等の関係機関との対面での意見交換は行えなかったことから、今年度はコロナ禍の状況を踏まえて、書面交換もし

くはオンライン等を活用する形式で、インクルーシブ教育の実現と必要な合理的配慮を確保するため、要請及び協議を継続する。

## 5. 雇用・就労の推進

障害者が安心して働くことができるための労働条件や職場環境を整備するための取り組みを進める。当面の取り組みとしていた（株）ネオユニット訴訟の控訴審判決は勝訴したが、被控訴人（会社及び代表者）の今後の対応と、雇用、就労に関わる同等ケースの無きよう注視し情報収集に努める。

## 6. 様々なバリアフリーの推進

- (1) 障害者の社会参加を阻む物理的、情報面での社会的障壁を解消するための取り組みを進める。
- (2) 今年度の取り組みとしては、昨年度に引き続き北海道運輸局移動等円滑化評価会議北海道分科会及び札幌市都市計画審議会において意見を反映する。
- (3) 札幌冬季オリンピック・パラリンピック（以下、札幌冬季オリパラ）誘致については、東京オリンピック・パラリンピックの取り組みを参考としてバリアフリーを推進するために「2030 札幌冬季オリパラ招致推進に向けた市民イベント「障害があってもともに暮らせるサッポロ創生・夢フォーラム 2021」の開催とこの開催をスタートとして道内のバリアフリーの推進に寄与する。

## 7. 精神障害者の課題

精神障害者の社会的入院の解消と地域の生活基盤が確立されるための取り組みを進める。特に北海道精神障害者回復者クラブ連合会と連携して交通費割引制度と医療費助成制度が身体及び知的障害者と同様に適用されることにより障害種別の格差を解消するための取り組みを進める。

## 8. 生活保護訴訟（いのちのとりで裁判）

生活保護基準額は、2013年8月から3年間で平均で6.5%、最大10%の、かつてない引き下げが行われた。これを不服として、全国で受給者1万人により審査請求が行われた。その後、全国29か所、原告数は1022人（道内153人）が、引き下げ分を元に戻すよう裁判に訴えている。

2020年6月の全国初の判決であった名古屋地裁と2021年3月の札幌地裁の判決は、不当判決であったが、2021年2月の大阪地裁の判決は保護費の減額処分の取消しを命じる歴史的な判決であった。引き続き注視するとともに必要な取り組みを行いたい。

なお、札幌地裁の判決後、北海道では、原告数105人が札幌高裁に控訴している。

## 9. 優生保護法北海道違憲訴訟に関する取り組み

「優生保護法被害北海道弁護団」及び「優生保護法被害者を支える市民の会・北海道」等との連携に基づき傍聴行動や署名活動等の取り組みを進める。

## 10. 海外の障害者に関する協力等

コロナ禍の影響により韓国大田広域市 DPI と交流を深めることはできなかったが、コロナ禍の影響で道外出張ができなく支出を要しなかった旅費を国際交流積立基金としての財源を確保したことからこの基金を活用して積極的な交流を進めたい。

また、SDGs 北海道メジャーグループの活動に参加する。